

円円スワップ付貸出の損害金計算式 変更箇所

改正前

第2条（任意返済および損害金等）

【損害金計算式】

$$\text{損害金} = (A - B) \times \text{期限前返済額もしくは条件変更時の債務元本額} \times \text{残存日数} \div 365$$

A：原契約借入要項にもとづく利率

B：期限前返済日もしくは条件変更日の2銀行営業日前における、返済方法に応じた円・円スワップマーケットにおける固定払いサイトのレート(資金の取り手が提示する金利：ビットレート)の気配値（上記気配値は、「東短ICAP株式会社」（またはその継承会社）が情報端末上で提示する利率および「インターコンチネンタル取引所（ICE）」（またはその継承会社）が公表する「LIBOR」の利率をもとに算出します。なお、情報端末上にかかる呈示がない場合は、円・円スワップマーケットにおける利率を参考に銀行が決定する利率とします）

改正後

第2条（任意返済および損害金等）

【損害金計算式】

$$\text{損害金} = (A - B) \times \text{期限前返済額もしくは条件変更時の債務元本額} \times \text{残存日数} \div 365$$

A：原契約借入要項にもとづく利率

B：期限前返済日もしくは条件変更日の2銀行営業日前における、返済方法に応じた「日本銀行」（またはそのレートの管理を承継するその他の者）が公表する「TONA」の利率および「TONA」を参照する円・円スワップ・マーケットにおける固定払いサイトのレート(資金の取り手が提示する金利：ビットレート)の気配値（情報端末上にかかる呈示がない場合は、円・円スワップマーケットにおける利率を参考に銀行が決定する利率とします）